

高野伸生委員 次に、港湾局にお尋ねいたします。

南港のポートタウン内の未利用地問題についてお伺いいたします。2つあります。

ポートタウンは、バカロレア教育関係の学校が開園されるということ。その新しい学校が来られ経営されるということ。そういう明るいニュースもいろいろあるんですが、一方で、これからクローズされて、しばらくの間ほったらかしにされるんじゃないかと心配してる部分があります。

まず、その1つが、南港ポートタウンには、森友学園系列の開成幼稚園という幼稚園が閉鎖されたままに今なっております。このままの状態が続くと、地元にとって治安、景観、あるいは活性化の観点から非常に望ましいことではないような状況になってきます。

まず、この幼稚園の用地値段ですが、港湾局が森友学園に売却した土地であるとお伺いしておりますけども、売却時及びその後の経緯、また現在の所有者についてお伺いいたします。

上溝港湾局営業推進室開発調整課長兼経済戦略局立地交流推進部夢洲・咲洲地区調整担当課長 お答えいたします。

委員御案内の土地につきましては、南港ポートタウンの開発に当たりまして、港湾局が埋め立て造成した土地を幼稚園用地として公募により売却した土地でございまして、昭和 53 年 11 月に学校法人森友学園と売買契約を締結したものでございます。

その後、当時の幼稚園の運営者であった学校法人南港桜学園が土地売買契約の地位を継承いたしまして、昭和 57 年 11 月に同法人が土地の所有者となつてございます。

昭和 57 年 4 月に創立いたしました南港さくら幼稚園につきましては、平成 23 年に開成幼稚園幼児教育学園という名称に改称されておまして、その後平成 26 年 3 月末をもって休園となっております。

また、現在の所有者につきましては、学校法人籠池学園となっております。以上でございます。

高野伸生委員 この当該地の状況をさらに詳しく調べてもらったところ、本年 8 月 7 日及び 8 月 22 日に大阪市の収納対策特別チームによる差し押さえの登記がなされているようであります。この差し押さえになった、この内容というのは守秘義務があつて言えないということなんですけども、しかし、このいろんな守秘義務があると思うんですけども、つい先週も森友学園の保育園の件について、補助金不正受給問題で 6,158 万円が返還請求されているという新聞記事も出ておりました。これ固定資産税だと思うんですけども、一般的にこういう滞納が原因であるということであれば、市税の滞納の整理、収納のためにどんなような働きかけをしていくんかお伺

いたします。

池邊財政局税務部収税課長 お答えいたします。

市税の滞納整理につきましては、地方税法及び市税条例に基づき行っております。本件のように不動産を差し押さえる場合は、地方税法第 373 条第 7 項等に基づきまして、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされております。

御質問の一般的な市税の滞納整理についてでございますが、納期限後、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに市税徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされていることから、滞納者の財産調査を行い、差し押さえ可能な財産がある場合は、差し押さえを行うこととなります。

差し押さえ以後も納税に応じていただけない場合は、差し押さえた不動産を換価するため公売を行い、滞納となっている市税徴収金に充当することとなります。

しかしながら、公売手続につきましては、不動産の見積もりや抵当権等の内容調査、公示手続など、3 カ月以上の日数を要することから、その間も滞納者と継続して自主納付による市税徴収金の滞納解消に向け交渉を行うなど、できる限り強制手続に寄らず、納税者から納付いただけるよう納税交渉を行い、これによっても応じていただけない場合は、やむを得ず不動産を公売により換価し、市税徴収金に充当することとなります。

なお、納税交渉の結果、完納となった場合や財産調査により不動産以外の換価が容易な預貯金や売掛金などの債権があった場合は、そちらを優先して差し押さえを行い、市税徴収金が充足できれば不動産の差し押さえは解除することとなります。以上でございます。

高野伸生委員 一般的な滞納整理というのは、方向としてはそういうことだと思うんですが、これもし公売手続に入って差し押さえられて、これから公売になりますよといったらば、我々一番関心持つのは、どういう相手が買って、どういう事業をこの場所でやろうとするか、そういうことだと思うんです。

そこでお聞きしますけど、一般的にこの公売という形をとる場合に、誰でもこれ参加できるんでしょうか。何か制約はありますか。

池邊財政局税務部収税課長 お答えいたします。

不動産公売におきましては、対象となる不動産に都市計画法、建築基準法等に基づく規制等がある場合、公売に係る公示におきまして当該内容を明示しまして、落札された方は、その規則に沿って不動産を利用いただくこととなります。

また、公募への参加者につきましては、滞納者自身や過去に正当な理由なく期限までに買い受け代金を納付しなかった方などを除き、誰でも参加できることとなっております。以上です。

高野伸生委員 ということでございます。関心を持って、これ見ていかなければならないと思います。また、かかわっていらっしゃる財政局の皆さん、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問です。

もう一つの問題というのは、ポートタウンのど真ん中に咲洲高校というのがございまして、来年の3月で廃校になります。3万3,000平米という大きな土地なんですが、ポートタウンの真ん中にぽかっと大きな空き地ができてしまいます。これ先ほどの幼稚園のように使われないう状態のまま長く放置されてしまうと、どういふ影響が出るかと非常に危惧してゐるんですが、当該の土地の所有者については、これは間違いなく大阪府でありますので、区役所から大阪府に対して閉校後の跡地活用についての方針があるんかどうか、確認してもらいました。そしたら閉校後に検討することになっておるといふ返事だけで、まだ具体的な方針は何もないということなんです。

そこで、現在この高校のグラウンド、大きなグラウンドでございます。それと体育館もございします。今までこれ各区内のスポーツ団体とかグラウンド、野球やサッカーや、あるいは体育館ではバレーボールとか、そういういろいろなスポーツの校庭開放に使われておりましたが、クローズされてしまいますと一切これは使えないということになるんでしょうか。非常にもったいない気がいたしますが、この跡地利用の方針が決まるまでの間、単に閉鎖するのではなく、暫定的にグラウンドとかを活用することはできないものか、お伺ひしたいと思ひます。

上溝港湾局営業推進室開発調整課長兼経済戦略局立地交流推進部夢洲・咲洲地区調整担当課長 お答えいたします。

所管されていします大阪府教育庁になりますけれども、こちらのほうに確認いたしましたところ、方針が決定されるまでの間、地元からの要請がございましたら、現在実施されていします学校開放事業のスキームによるグラウンド開放の維持を検討していきたいということでございます。以上でございます。

高野伸生委員 ありがとうございます。

ぜひ、前向きに検討していただき、少しでも有効に市民の方に使ってもらえるような活用方法を検討していただきたいと思ひます。以上です。

これで私の質疑は終わります。